

会議傍聴報告書

会 議： IASB 会議（2024年4月）

日 時： 2024年4月22日（月）～25日（木）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 平本 将也

IASB 会議（2024年4月）傍聴報告

日時：2024年4月22日（月）～25日（木）

スケジュール：別紙参照

2024年4月22日～25日に、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。4月のIASBボード会議では、次の項目が議論された。

- IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー
- 財務諸表における気候関連及びその他の不確実性
- 無形資産
- 料金規制対象活動
- IFRS 第9号「金融商品」の適用後レビュー — 減損
- IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー
- 引当金 — 的を絞った改善
- 維持管理及び一貫した適用
- IFRS 第19号「公的説明責任のない子会社：開示」に係るキャッチアップ公開草案
- IASB 作業計画のアップデート

【4月22日（月）】

IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー

（背景）

IASBは、2020年1月に、IFRS for SMEs 会計基準を完全版のIFRS 会計基準と整合させるかどうか、また、どのように整合させるかについて意見を求めるための情報要請「IFRS for SMEs 会計基準の2019年における包括的な見直し」（以下、本項目において「RFI」という。）を、2020年10月をコメント期限として公表した。IASBは、2022年9月に、本RFIにおける一致アプローチを用いて、「IFRS for SMEs 会計基準第3版」（公開草案）（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2023年3月7日をコメント期限として公表した。

2023年6月のIASB ボード会議から、公開草案に対するフィードバックについて検討を開始しており、2023年9月からプロジェクト計画及び公開草案における提案について議論を開始した。第23章「顧客との契約から生じる収益」（以下「第23章」という。）については、2023年10月のIASB ボード会議でIFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第15号」という。）の諸原則を反映するように改訂を進めることが暫定的に決定され、以降のIASB ボード会議でコメント提出者が変更を要求した同章の改定案のうち、開示要求以外の提案について議論が行われた。また、第12章「公正価値測定」（以下「第12章」という。）については、2023年12月のIASB ボード会議において、第12章について提案されている全体的な内容に大きな変更を加えずに最終確定することが暫定的に決定され、その要求事項を、第23章の要求事項の表現についての検討と同様に、より平明な文言を使用して表現できるかどうかを検討することとされた。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、公開草案における提案について寄せられたフィードバックやこれまでのIASB ボード会議での議論を踏まえ、次のことに関して再審議を行った。

- a. 第23章の改定案 — 開示要求
- b. 第12章の改定案 — より平明な文言の使用
- c. グループ内の金融保証契約

（主な暫定決定事項）

第23章の改訂案 — 開示要求

IASBは、各区分に分解した収益（最低限、次から生じた収益を区別して示す）を開示することをSMEに要求する提案を撤回することを暫定的に決定した。

- a. 財の販売
- b. サービスの提供
- c. ロイヤルティ
- d. 手数料
- e. 他の重大な種類の顧客との契約から生じる収益

その代わりに、改訂後のIFRS for SMEs会計基準の第23章に次のものを含めることを暫定的に決定した。

- a. SMEが財務業績を描写する区分に分解した収益を開示するという要求
- b. SMEが用いることが適切となる可能性のある分解の区分の例示

IASBは次の開示をすることをSMEに要求する提案を確認することを暫定的に決定した。

- a. 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高
- b. 当報告期間に認識した収益のうち当期の期首現在で契約負債に含まれていたもの
- c. 顧客との契約を履行するために生じたコストから認識した資産の期末残高（資産の主要な区分ごとに）

IASBはSMEに次のことを要求する提案を撤回することを暫定的に決定した。

- a. 過去の期間に充足又は部分的に充足された約束から当報告期間に認識した収益を開示すること
- b. 顧客との契約を履行するために生じたコストから認識した資産から当報告期間に認識した償却及び減損損失の金額を開示すること
- c. 未充足の約束の重大性の定量的又は定性的な説明及びそれが充足されると見込まれる時期を示すこと

IASBは次のことをSMEに要求することを暫定的に決定した。

- a. SMEが顧客に移転することを約束した財又はサービスの性質の記述を開示する

（他の者が財又はサービスを顧客に移転するよう手配する約束を強調して）。

- b. SME が次のことを行った際に財務諸表に認識した金額に重大な影響を与えた判断を説明する。
 - i. 取引価格の算定
 - ii. 契約で識別された約束への取引価格の配分

IASB は、基準の 4.11 項(b)を修正して、営業債権及びその他の債権を未請求の未収収益から生じた債権を区分して示すように SME が細分するという要求を削除する。

第 12 章の改訂案 — より平明な文言の使用

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 基準の第 3 版の新規及び改訂後の章において、より平明な文言を使用できるかどうかを検討する。
- b. 基準の提案している新しい第 12 章に、IFRS 第 13 号「公正価値測定」で使用されている「最有効使用」の定義を含める。

グループ内の金融保証契約

IASB は、対価ゼロで発行されたグループ内の金融保証契約を第 21 章「引当金及び偶発事象」を適用して測定することを検討すると暫定的に決定した。

(今後の予定)

IASB は、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している SME に予想信用損失モデルの使用を要求することの潜在的な影響についてのフィールドワークからの発見事項について議論する。IASB は、公開草案での提案（発行した金融保証契約及び経過措置についての提案を含む）を引き続き再審議する。

財務諸表における気候関連及びその他の不確実性

(背景)

IASB は、第 3 次アジェンダ協議で財務諸表における気候関連リスクに関する情報の改善を求める意見が聞かれたことを踏まえ、財務諸表における気候関連リスクについての狭い範囲の維持管理プロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を作業計画に追加し、2023 年 3 月の IASB ボード会議から審議を開始した。

IASBは、2023年9月のIASBボード会議で、本プロジェクトの対象にその他の不確実性に関連する財務報告も対象範囲に加え、本プロジェクトの目的を財務諸表における気候関連及びその他の不確実性の報告を改善するための、的を絞った対応策を探求することに暫定的に決定した。また、同ボード会議では、本プロジェクトの目的を達成するための考え得る対応策について議論が行われ、IASBは、当該対応策に基づき2024年3月のIASBボード会議で次の事項について議論を行った。

- a. 企業が財務諸表における気候関連及びその他の不確実性の影響を報告するにあたって、IFRS会計基準をどのように適用するのかを例示するための設例
- b. 見積りに関する情報の開示に関してIFRS会計基準の要求事項の明確化又は拡充するための考え得る基準設定

（今回の会議における主な論点）

IASBは、次のことについて議論した。

- プロジェクトの方向性
- 公開草案の書面投票のプロセスを開始するために取ったデュー・プロセスの手順

（主な暫定決定事項）

プロジェクトの方向性

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業が財務諸表において気候関連及びその他の不確実性の影響を報告するために、IFRS会計基準をどのように適用するのかを例示する設例を設ける。
- b. 当該設例をIFRS会計基準に付属する設例として含める。
- c. 当該設例に関して利害関係者からフィードバックを得るために公開草案を公表する。

デュー・プロセス及び書面投票プロセスを開始する許可

IASBは公開草案について120日のコメント期間を設定した。

14名のIASBメンバー全員が、IASBは適用されるデュー・プロセスの要求事項を遵守しており、公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

（今後の予定）

IASBは公開草案を2024年第3四半期に公表する見込みである。

【4月23日（火）】

無形資産

（背景）

IASBは、第3次アジェンダ協議に対するフィードバックを踏まえ、2022年4月のIASBボード会議で、無形資産に関する会計上の要求事項を包括的に見直すことを目的としたプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）をリサーチ・パイプラインに追加することを決定した。利害関係者からは、強化された開示要求事項（未認識の無形資産に関する開示など）を開発することは財務諸表利用者の情報ニーズへの対応に役立つとしつつ、IAS第38号「無形資産」の他の側面も見直すべきとのフィードバックを受け取ったとされている。

初期的なリサーチでは、本プロジェクトの範囲を特定し、IFRS会計基準の改善を適時に実現するために、本プロジェクトに関するトピックについてどのように作業を進めるのが最善か検討を行うとされている。

（今回の会議における主な論点）

リサーチ・プロジェクトを開始し、本プロジェクトに関して行う初期的な作業について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASBは何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASBは、本プロジェクトの計画に情報を与えるのに役立つため、諮問機関及び他の利害関係者と協議する。

料金規制対象活動

（背景）

IASBは、2012年9月に料金規制対象活動（Rate-regulated Activities）に関する包括的なプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を開始し、新たな会計モデルの開発を進めている。2021年1月に公開草案「規制資産及び規制負債」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2021年7月をコメント期限として公表した。公開草案は、規制資産及び規制負債を会計処理するためのモデル

に関しての IASB の提案を示しており、新しい IFRS 会計基準書（以下、本項目において「公表予定の RRA 基準書」という。）として公表される場合、当該提案は本プロジェクト完了時まで適用する暫定基準の IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」を置き換えることになる。

2021 年 12 月の IASB ボード会議で暫定決定された再審議計画を踏まえ、2022 年 2 月の IASB ボード会議から再審議が開始された。

（今回の会議における主な論点）

IASB は公開草案における次の提案について再審議等を行った。

将来キャッシュ・フローの割引 — 最低限の金利

公開草案における最低限の金利に関する提案について、寄せられたフィードバックの結果等を踏まえた再審議が行われた。

公開草案では、規制資産及び規制負債の測定にあたって、当該規制資産及び規制負債から生じる将来キャッシュ・フローを見積り、規制上の合意で規定された規制料金算定利率を使用して割引計算を行うことが提案されている。ただし、規制資産に対する規制料金算定利率が、貨幣の時間価値及び当該規制資産から生じる将来キャッシュ・フローの金額及び時期の不確実性について企業に補償するのに不十分である可能性を示す兆候がある場合について、公開草案では、企業は当該補償を提供するのに十分な最低限の金利を見積り、規制料金算定利率と当該最低限の金利のいずれか高い方を割引率として使用することが提案されている。

範囲 — IFRS 第 17 号との相互関係

公表予定の RRA 基準書の範囲から、IFRS 第 17 号「保険契約」（以下「IFRS 第 17 号」という。）の範囲に含まれる保険契約から生じる可能性のある規制資産及び規制負債を除外すべきかどうかについて議論が行われた。

公開草案では、すべての規制資産及びすべての規制負債に適用することが提案されており、範囲の除外は規定されていない。

IFRS 第 3 号及び IFRS 第 5 号の修正

公開草案における IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）及び IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」（以下「IFRS 第 5 号」という。）の修正案について再審議が行われた。

公開草案では、企業結合において取得した規制資産及び引き受けた規制負債につい

て、IFRS 第 3 号による認識及び測定原則に例外を設け、公開草案で提案されている認識及び測定原則を適用することを提案している。また、公開草案では、規制資産を IFRS 第 5 号の測定の要求事項の範囲から除外することが提案されている。

（主な暫定決定事項）

将来キャッシュ・フローの割引 — 最低限の金利

公表予定の RRA 基準書について、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 規制資産に係る規制料金算定利率が、規制資産から生じる将来キャッシュ・フローにおける貨幣の時間価値及び不確実性について企業に補償するのに不十分である可能性を示す兆候があるかどうかを評価すること、並びに最低限の金利が規制料金算定利率よりも高い場合には最低限の金利を割引率として使用することを企業に要求するという公開草案の第 50 項から第 52 項の提案を維持する。
- b. 適用指針において、(a)に記述した評価を行う企業は、規制資産に係る最低限の金利を計算することも、規制資産に係る規制料金算定利率が(a)に記述したように不十分である可能性があることを示す兆候の網羅的な調査を行うことも要求されないことを明確化する。
- c. すべての状況において規制料金算定利率を規制負債に係る割引率として用いることを企業に要求する公開草案の第 53 項における提案を維持する。
- d. 最低限の金利の見積りに関するガイダンスを提供し、当該ガイダンスに、当該見積りを企業が行うのに役立つために他の IFRS 会計基準書において用いられている原則を含める。
- e. 原価又は数量の見積りと実績との間の差異から生じる規制資産に対する最低限の金利に関する提案を企業が適用することを免除し、規制機関が将来の規制料金に含めるべき最終的な残高を決定した時点で当該要求事項を適用することを企業に要求する。
- f. (e)に記述した免除を適用することを選択する企業に対して、その旨及び企業が当該免除を適用した報告期間の末日現在の規制資産の帳簿価額を開示することを要求する。

範囲 — IFRS 第 17 号との相互関係

IASB は、公表予定の RRA 基準書の範囲から、IFRS 第 17 号の範囲に含まれる保険契約において課される保険料が規制の対象である場合に生じる可能性のある規制資産及び規制負債を除外することを暫定的に決定した。

IFRS 第3号及びIFRS 第5号の修正

IASBは公開草案における次の提案を維持することを暫定的に決定した。

- a. 取得した規制資産及び引き受けた規制負債について IFRS 第3号での認識及び測定原則に対する例外を設ける。
- b. 規制資産を IFRS 第5号の範囲から除外する。

(今後の予定)

IASBは本プロジェクトの提案を引き続き再審議する。

【4月24日（水）】

IFRS 第9号「金融商品」の適用後レビュー — 減損

（背景）

IASBは、2022年7月に、IFRS 第9号の減損の要求事項の適用後レビューを開始した。2023年5月30日に情報要請「IFRS 第9号の適用後レビュー — 減損」（以下、本項目において「RFI」という。）が公表され、2023年9月27日にコメント期限が終了している。

世界的な金融危機の間に、IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」における発生損失モデルの信用損失の認識の適時性に対する懸念が指摘された。より適時に信用損失を認識するために、IASBは予想信用損失を反映する将来予測的な減損モデル（予想信用損失モデル）を開発した。またRFIでは、IFRS 第9号により導入された減損の要求事項の変更による影響に関する情報を求めている。

2023年11月のIASBボード会議ではRFIに対するフィードバックの要約と本プロジェクトの計画について議論を行っており、次の計画に沿ってその後の審議を進めている。

● プロジェクト計画¹

| No | 項目 | 実施予定時期 |
|----|---------------------------------------|-----------------|
| 1 | 予想信用損失の認識に関する一般的なアプローチ | 2024年2月（済） |
| 2 | 信用リスクの著しい増大 | 2024年2月（済） |
| 3 | 予想信用損失の測定 | |
| | a. 一般 | 2024年3月（済） |
| | b. ローン・コミットメント及び金融保証契約 | 2024年4月（本ボード会議） |
| 4 | 購入又は組成された信用減損債権 | 2024年4月（本ボード会議） |
| 5 | IFRS 第9号の減損の要求事項と他のIFRSの会計の要求事項との相互関係 | 2024年4月（本ボード会議） |
| 6 | 信用リスクに関する開示 | 2024年5月 |
| 7 | その他の事項 | 2024年5月 |

¹ 2024年4月のIASBボード会議におけるアジェンダ・ペーパー27を基に作成

（今回の会議における主な論点）

IASB は、IFRS 第 9 号における減損の要求事項の適用に関する事項に対するフィードバックについて議論した。特に、IASB は企業による次の減損の要求事項の適用方法について議論した。

- a. ローン・コミットメント及び金融保証契約に対する適用方法
- b. 購入又は組成した信用減損金融資産に対する適用方法
- c. IFRS 第 9 号の他の要求事項（金融資産の条件変更、認識の中止又は評価減など）との適用方法
- d. 他の IFRS 会計基準書（IFRS 第 15 号）を含む。）における要求事項との適用方法

（暫定決定事項）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 金融保証契約に関する事項を優先度の低いものとして分類し、これらの事項を次回のアジェンダ協議の間に検討する。
- b. IFRS 第 9 号の減損の要求事項を当該基準書の他の要求事項（すなわち、金融資産の条件変更、認識の中止及び評価減についての要求事項）とともに適用することから生じる事項について追加の行動を取らない。IASB は、これらの事項を償却原価測定についてのパイプライン・プロジェクトの一部として検討することをすでに決定している。
- c. 議論した他の事項について追加の行動を取らない。

（今後の予定）

IASB はプロジェクト計画で識別された他のトピックに関するフィードバックについて議論する。

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー

（背景）

IASB は、2023 年 6 月に IFRS 第 15 号の適用後レビューにおける情報要請（以下、本項目において「RFI」という。）を公表した。RFI のコメント期間は 2023 年 10 月 27

日までであり、RFI に対して 74 通の回答が寄せられた。

2024年1月のIASBボード会議ではRFIに対するフィードバックの要約と本プロジェクトの計画について議論を行っており、策定した計画に沿ってその後の審議を進めている。

● プロジェクト計画²

| No | 項目 | 実施予定時期 |
|----|--------------------------------|-----------------|
| 1 | 履行義務の識別、本人なのか代理なのかの考慮、ライセンス供与 | 2024年2月（済） |
| 2 | 取引価格の決定、収益をいつ認識すべきかの決定、開示要求 | 2024年3月（済） |
| 3 | IFRS第15号の他のIFRS会計基準との適用、その他の事項 | 2024年4月（本ボード会議） |
| 4 | 学術文献のレビュー | 2024年5月 |
| 5 | 議論のまとめ — IASBとFASBの合同教育セッション | 2024年6月 |
| 6 | IFRS第15号の全体評価、議論のまとめ — IASBのみ | 2024年7月 |

（今回の会議における主な論点）

情報要請「IFRS第15号『顧客との契約から生じる収益』の適用後レビュー」に対する利害関係者のフィードバックを分析した。当該分析で扱ったのは、次の適用に関して利害関係者が提起した事項である。

- a. IFRS第15号の他のIFRS会計基準書との適用
- b. 顧客に支払われる対価及び取引価格の算定における重大な金融要素に関するIFRS第15号の要求事項

（主な暫定決定事項）

IFRS第15号のIFRS第9号との適用

フィードバックに対応して、IASBは次に関する事項について追加の行動を取らな

² 2024年1月のIASBボード会議におけるアジェンダ・ペーパー6Cを基に作成

いことを暫定的に決定した。

- a. 価格引下げの会計処理
- b. IFRS 第 15 号から生じた負債の会計処理
- c. IFRS 第 15 号の IFRS 第 9 号との適用のその他の諸側面

IFRS 第 15 号の IFRS 第 3 号との適用

フィードバックに対応して、IASB は次に関する事項について追加の行動を取らないことを暫定的に決定した。

- a. 企業結合の一部として取得した契約資産及び契約負債の測定
- b. IFRS 第 15 号の IFRS 第 3 号との適用のその他の諸側面

IFRS 第 15 号の IFRS 第 10 号及び IFRS 第 11 号との適用

フィードバックに対応して、IASB は、IFRS 第 15 号の IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」との適用に関連した事項の優先度を、IFRS 第 15 号の適用後レビューの一部としてではなく次回のアジェンダ協議において検討することを確認すると決定した。

IFRS 第 15 号の IFRS 第 16 号との適用

フィードバックに対応して、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 開始予定の IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）の適用後レビューにおいて、資産の移転がセール・アンド・リースバック取引の中の売却であるかどうかの評価に関する適用上の事項についての追加的な証拠を収集する。
- b. 次に関する事項について追加の行動を取らない。
 - i. リース構成部分と非リース構成部分とを含んでいる契約の会計処理
 - ii. IFRS 第 15 号の IFRS 第 16 号との適用のその他の諸側面

IFRS 第 15 号の他の IFRS 会計基準書との適用

フィードバックに対応して、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. サービス委譲のインフラストラクチャーを維持又は修復する契約上の義務に関する IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」の要求事項の適用に関する事項を、優先度が低いものとして分類する。
- b. IFRS 第 15 号の他の IFRS 会計基準書との適用に関するその他の事項について追加の行動を取らない。

取引価格の算定—顧客に支払われる対価及び重大な金融要素

フィードバックに対応して、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 顧客に支払われる対価に関する事項を優先度が低いものとして分類する。
- b. 次にに関する事項について追加の行動を取らない。
 - i. 重大な金融要素を含んでいる契約についての割引率
 - ii. 重大な金融要素の会計処理のその他の諸側面

(今後の予定)

IASB は、次にに関する残りのフィードバックについて議論する。

- a. 情報要請
- b. 更新した学術論文レビュー

【4月25日（木）】

引当金

（背景）

IASBは、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（以下「IAS第37号」という。）について、次の3つの的を絞った改善を行うプロジェクトを作業計画に掲げている。

- a. IAS第37号における負債の定義及び負債の識別に関する要求事項を「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」という。）に合わせる。
- b. 引当金を測定する際に含めるべきコストを明確化する。
- c. 引当金についての割引率（具体的には、不履行リスクを割引率に反映すべきかどうか）を定める。

(a)に関しては、2023年4月のIASBボード会議で現在の義務という認識規準を支える要求事項及びガイダンスの修正について議論された。また、所定の閾値を超えた場合に発生するコストに対する要求事項を修正に含めるべきかどうか論点として識別された。この会議では、IASBの決定は行われていない。

一方で、(b)に関しては2023年7月のIASBボード会議で企業の現在の義務を決済するために必要な支出はその義務を決済するために直接関連するコストとすることが暫定的に決定され、また、(c)に関しては2023年11月のIASBボード会議で将来の支出の見積額を不履行リスクに対する調整を行わない貨幣の時間的価値を反映したレート（リスクフリーレートで表される。）で割り引くことが暫定的に決定されている。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、IAS第37号の考え得る修正について議論した。これらの修正は以下に関するものである。

- a. 現在の義務という認識規準
- b. ある期間における企業の活動の指標が所定の閾値を超える場合に支払われるコスト（閾値を契機とするコスト）
- c. 割引率の決定についての適用指針

- d. 割引率に関する情報の開示についての要求事項

（主な暫定決定事項）

現在の義務という認識規準

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 「負債」の定義及びIAS第37号において適用される現在の義務という認識規準の文言を更新して、「概念フレームワーク」の負債の定義に合わせる。
- b. 現在の義務という認識規準を支える要求事項を次のことによって明確化する。
- i. 当該規準の中の3つの条件を分解して説明する。
- ii. IAS第37号に関する適用ガイダンスにおける決定ツリーを拡張して、引当金を認識するか、偶発負債を開示するか、どちらも行わないかのいずれにすべきかを決定するために企業が従うことのできるプロセスを示す。
- c. 現在の義務という認識規準を支える要求事項を、「概念フレームワーク」における概念に基づく新たな要求事項に置き換え、その後にIFRIC第21号「賦課金」を廃止する。
- d. リストラクチャリング引当金についての適用上の要求事項の説明の文言を、要求事項を変更せずに改善する。
- e. IAS第37号に関する適用ガイダンスに新たな設例を追加し、既存の設例のいくつかについての結論の説明を、結論を変更せずに更新する。
- f. ネットゼロ移行のコミットメントに具体的に関連する要求事項を追加しない。

閾値を契機とするコスト

IASBは、閾値を契機とするコストについて、次のことを定めて、IAS第37号に適用上の要求事項を追加するよう提案することを暫定的に決定した。

- a. 閾値を契機とするコストについての現在の義務は、当該コストが測定される対象となる活動の総量に寄与する活動を企業が行うにつれて発生する。
- b. 測定期間内のどの日においても、現在の義務の金額は、測定期間について見積ったコストの合計額の一部である（その一部分とは、その日までに行われた活動に起因する金額である。）。

割引率 — 適用指針

IASB は次の提案をすることを暫定的に決定した。

- a. 引当金に係る割引率に反映される貨幣の時間価値は、リスクフリーレートで表されることを明確化する。
- b. 貨幣の時間価値の見積りについては追加の適用指針を提供しない。

割引率 — 開示要求

IASB は、引当金の各クラスについて、次の開示を企業に要求することを暫定的に決定した。

- a. 引当金の測定に用いた率
- b. その率を決定するために用いたアプローチ

(今後の予定)

IASB は IAS 第 37 号の修正に関する提案について引き続き議論する。

維持管理及び一貫した適用

気候関連コミットメント（IAS 第 37 号）

(背景)

IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）は、2023 年 11 月の IFRIC Update において公表した暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討した。企業が行う、将来の温室効果ガス排出を削減又は相殺するというコミットメントに IAS 第 37 号がどのように適用されるのかに関するものである。委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。

(今回の会議における主な論点)

IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に従い、IASB は、アジェンダ決定「気候関連コミットメント（IAS 第 37 号『引当金、偶発負債及び偶発資産』）」に反対するかどうかを問われた。

(主な暫定決定事項)

このアジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

(今後の予定)

このアジェンダ決定は2024年4月にIFRIC Update 2024年3月の追補として公表される。

引継期間中の継続雇用を条件とする支払（IFRS 第3号）

（背景）

委員会は、2023年9月のIFRIC Updateにおいて公表した暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討した。企業が取得した事業の売手に対する支払が取得後の引継期間中の売手の継続雇用を条件としている場合に、企業が当該支払をどのように会計処理するのかに関するものである。委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。

（今回の会議における主な論点）

IFRS財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に従い、IASBは、アジェンダ決定「引継期間中の継続雇用を条件とする支払（IFRS 第3号『企業結合』）」に反対するかどうかを問われた。

（主な暫定決定事項）

このアジェンダ決定に反対したIASBメンバーはいなかった。

（今後の予定）

このアジェンダ決定は2024年4月にIFRIC Update 2024年3月の追補として公表される。

IFRIC Update 2024年3月

IASBは、委員会の2024年3月の会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細はIFRIC Update 2024年3月において公表された。

IFRS 第19号「公的説明責任のない子会社：開示」に係るキャッチアップ公開草案

（背景）

IASBは、2021年7月に公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」（以下、本項目において「公開草案」という。）を公表した。公開草案は、要件を満たす子会社が開示要求を削減した形でIFRS会計基準を適用することを認める新しいIFRS会計基準書を提案している。

コメント期限は2022年1月までであり、IASBは2022年4月から2023年6月にかけて再審議を行った。2023年7月のIASBボード会議で、技術的作業が完了し書面投票プロセスを開始することが決定された。IASBは、2024年5月にIFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」（以下「IFRS第19号」という。）として公表する予定である³。

公開草案は2021年2月28日時点で公表されているIFRS会計基準書に基づいて開発されているが、それ以降に追加又は修正された開示要求は、子会社向けのIFRS会計基準に含まれないことになる。こうした部分への手当てについて、IFRS第19号の公表後に公開予定のキャッチアップ公開草案（以下「キャッチアップ公開草案」という。）にて提案する予定である。IASBは、2024年3月のIASBボード会議でキャッチアップ公開草案に含まれる提案について議論を完了した。

（今回の会議における主な論点）

IASBが公表予定のIFRS第19号を5月に公表した後に公表することを計画しているキャッチアップ公開草案について議論した。

（主な暫定決定事項）

発効日及び経過措置

IASBはIFRS第19号の修正案の発効日及び経過措置について議論した。

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 要件を満たす子会社に対し、IFRS第19号の修正案を2027年1月1日（当該基準書自体の発効日と同じ）に適用することを要求する。
- b. 要件を満たす子会社がIFRS第19号の修正案を発効日より前に採用することを認める。

デュー・プロセス

IASBはキャッチアップ公開草案について120日のコメント期間を設定した。

14名のIASBメンバー全員が、IASBは適用されるデュー・プロセスの要求事項を遵守しており、キャッチアップ公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

³ IFRS第19号は2024年5月9日に公表されているが、本会議傍聴報告書は2024年4月のIASBボード会議の開催時の状況に基づき記載している。

（今後の予定）

IASB はキャッチアップ公開草案の書面投票プロセスを開始する。

IASB 作業計画のアップデート

（背景）

IASB には利害関係者から様々な要望が寄せられる一方で、技術的な会計上の問題に対処する IASB 及び利害関係者の能力に限りがあるとされ、2023 年の様々な時点において、それらの要望に対応する余裕が十分でないことを IASB メンバーが指摘することがあったとされており、例えば「超インフレではない企業による超インフレの表示通貨の使用」のプロジェクトを作業計画に追加する際の審議などにおいて、複数の IASB メンバーはテクニカル・プロジェクトの優先度の決定に関する枠組みが必要であるとの意見を示していた。

（今回の会議における主な論点）

IASB が作業計画上のテクニカル・プロジェクトの優先度の決定に役立てるための枠組みの案について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は提案している枠組みに対するフィードバックを IFRS 財団評議員会のデュー・プロセス監督委員会及び IFRS 諮問会議から求める。

別紙 スケジュール

4月22日（月）

| 時間（予定） | アジェンダ項目 |
|-------------|---|
| 11:30-13:00 | IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30） （予定 90分→101分） |
| 13:00-14:00 | 休憩 |
| 14:00-15:30 | 財務諸表における気候関連及びその他の不確実性（アジェンダ・ペーパー14） （予定 90分→78分） |

4月23日（火）

| 時間（予定） | アジェンダ項目 |
|-------------|--|
| 10:00-12:00 | 無形資産（アジェンダ・ペーパー17） （予定 120分→133分） |
| 12:00-13:00 | 休憩 |
| 13:00-15:00 | 料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9） （予定 120分→87分） |

4月24日（水）

| 時間（予定） | アジェンダ項目 |
|-------------|---|
| 9:45-11:15 | IFRS 第9号「金融商品」の適用後レビュー — 減損（アジェンダ・ペーパー27） （予定 120分→35分） |
| 11:45-12:30 | 休憩 |
| 12:30-15:00 | IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー6） （予定 150分→141分） |

4月25日（木）

| 時間（予定） | アジェンダ項目 |
|------------|-----------------------------|
| 9:15-10:45 | 引当金 — 的を絞った改善（アジェンダ・ペーパー22） |

| | |
|-------------|--|
| | (予定 90 分→117 分) |
| 10:45-11:00 | 休憩 |
| 11:00-11:30 | 維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12） (予定 30 分→8 分) |
| 11:30-12:00 | IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」に係るキャッチアップ公開草案（アジェンダ・ペーパー32） (予定 30 分→13 分) |
| 12:00-14:00 | 休憩 |
| 14:00-14:45 | IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8） (予定 45 分→57 分) |

以 上